

鹿 児 島 県 公 報

平成29年1月31日（火）第3284号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

示

- | | | |
|-------------------|--------------|---|
| ○保安林の指定の解除予定（2件） | （森づくり推進課取扱い） | 1 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更 | （農地整備課取扱い） | 2 |
| ○公共測量の終了 | （監理課取扱い） | 2 |
| ○公有水面の埋立ての免許 | （河川課取扱い） | 2 |
| ○道路とみなされる道の指定（4件） | （建築課取扱い） | 5 |
| ○平成28年度自衛官の募集 | （危機管理防災課取扱い） | 6 |
| ○道路の位置指定 | （大隅地域振興局取扱い） | 7 |

公

告

- | | | |
|--------------------|-----------|---|
| ○平成28年度行政書士試験合格者公告 | （市町村課取扱い） | 7 |
|--------------------|-----------|---|

公 安 委 員 会 告 示

- | | | |
|---------------|--------------|---|
| ○遊技機の型式の検定の告示 | （生活安全企画課取扱い） | 7 |
|---------------|--------------|---|

告 示

鹿児島県告示第79号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番2・字塩屋ノ元4208番・4209番4・4209番5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第80号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

- 解除予定保安林の所在場所
薩摩川内市里町里字宮ノ前4135番2・字塩屋ノ元4208番・4209番4・4209番5（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第81号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備，農用地保全及び土層改良）
穎娃中部西地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成29年2月1日から同月28日まで

3 縦覧場所

南九州市穎娃支所耕地林務課

鹿児島県告示第82号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により，鹿児島市長から平成28年6月28日鹿児島県告示第648号で告示した公共測量の実施は，平成29年1月20日終了した旨の通知があった。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県告示第83号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により，次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

1 免許年月日

平成29年1月18日

2 免許を受けた者の名称及び住所並びに代表者の氏名

鹿児島県

鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県知事 三反園訓

3 埋立区域

(1) 位置

ア 埋立区域(ハ)

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノ一19番地1に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

イ 埋立区域(ニ)

大島郡瀬戸内町大字古志字浦ノ一19番地1から20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面

(2) 区域

ア 埋立区域(ハ)

次の点52から点92までを順次に直線で結んだ線及び点92と点52を直線で結んだ線によ

り囲まれた区域

点52 四等三角点（北緯28度13分44秒3939，東経129度15分50秒6340）（以下「基点」という。）から30度13分20秒175.91メートルの地点

点53 点52から42度29分13秒1.11メートルの地点

点54 点53から74度12分04秒1.67メートルの地点

点55 点54から40度18分52秒10.95メートルの地点

点56 点55から46度42分40秒10.53メートルの地点

点57 点56から42度10分52秒8.80メートルの地点

点58 点57から67度20分34秒12.23メートルの地点

点59 点58から75度04分19秒20.22メートルの地点

点60 点59から80度14分57秒7.50メートルの地点

点61 点60から81度15分04秒12.75メートルの地点

点62 点61から89度29分52秒14.03メートルの地点

点63 点62から96度48分58秒20.34メートルの地点

点64 点63から95度46分52秒7.13メートルの地点

点65 点64から92度39分20秒10.60メートルの地点

点66 点65から90度06分33秒8.39メートルの地点

点67 点66から86度51分11秒11.55メートルの地点

点68 点67から129度00分28秒1.77メートルの地点

点69 点68から86度37分20秒21.56メートルの地点

点70 点69から86度39分37秒17.18メートルの地点

点71 点70から80度42分38秒12.47メートルの地点

点72 点71から175度52分09秒8.25メートルの地点

点73 点72から267度39分48秒2.28メートルの地点

点74 点73から266度53分53秒13.49メートルの地点

点75 点74から266度53分51秒8.35メートルの地点

点76 点75から266度46分19秒20.00メートルの地点

点77 点76から266度49分39秒5.22メートルの地点

点78 点77から266度49分44秒14.78メートルの地点

点79 点78から266度49分44秒20.00メートルの地点

点80 点79から266度50分21秒15.46メートルの地点

点81 点80から266度45分53秒4.52メートルの地点

点82 点81から265度58分24秒19.50メートルの地点

点83 点82から263度33分22秒11.92メートルの地点

点84 点83から259度32分31秒6.93メートルの地点

点85 点84から254度27分12秒18.67メートルの地点

点86 点85から249度13分10秒7.11メートルの地点

点87 点86から246度35分19秒4.10メートルの地点

点88 点87から245度05分11秒7.57メートルの地点

点89 点88から243度13分11秒9.62メートルの地点

点90 点89から242度12分06秒7.18メートルの地点

点91 点90から274度49分54秒3.01メートルの地点

点92 点91から274度50分09秒1.72メートルの地点

イ 埋立区域(=)

次の点93から点105までを順次に直線で結んだ線及び点105と点93を直線で結んだ線により囲まれた区域

点93 基点から51度25分50秒418.21メートルの地点

点94 点93から293度58分50秒6.61メートルの地点

点95 点94から287度44分05秒3.89メートルの地点

点96 点95から281度05分02秒12.70メートルの地点

- 点97 点96から270度54分05秒18.44メートルの地点
- 点98 点97から267度39分48秒0.46メートルの地点
- 点99 点98から0度48分36秒8.21メートルの地点
- 点100 点99から92度53分59秒6.07メートルの地点
- 点101 点100から95度04分28秒5.05メートルの地点
- 点102 点101から93度00分03秒7.89メートルの地点
- 点103 点102から97度23分50秒7.81メートルの地点
- 点104 点103から100度50分08秒3.51メートルの地点
- 点105 点104から97度12分07秒9.88メートルの地点

(3) 面積

埋立区域(ハ) 2,143.57平方メートル

埋立区域(ニ) 325.66平方メートル

合計 2,469.23平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

大島郡瀬戸内町大字久慈字伊目6番地から大字古志字浦ノ一20番地乙に至る間の土地に接する県道敷きの地先公有水面及び同県道敷きに接する国有海浜地の地先公有水面

(2) 区域

次の点46から点95までを順次に直線で結んだ線及び点95と点46を直線で結んだ線により囲まれた区域

- 点46 基点から30度13分20秒371.66メートルの地点
- 点47 点46から42度29分13秒1.11メートルの地点
- 点48 点47から74度12分04秒1.67メートルの地点
- 点49 点48から40度18分52秒10.95メートルの地点
- 点50 点49から46度42分40秒10.53メートルの地点
- 点51 点50から42度10分52秒8.80メートルの地点
- 点52 点51から67度20分34秒12.23メートルの地点
- 点53 点52から75度04分19秒20.22メートルの地点
- 点54 点53から80度14分57秒7.49メートルの地点
- 点55 点54から81度15分04秒12.75メートルの地点
- 点56 点55から89度29分52秒14.03メートルの地点
- 点57 点56から96度48分58秒20.34メートルの地点
- 点58 点57から95度46分52秒7.13メートルの地点
- 点59 点58から92度39分20秒10.60メートルの地点
- 点60 点59から90度06分33秒8.39メートルの地点
- 点61 点60から86度51分11秒11.55メートルの地点
- 点62 点61から129度00分28秒1.77メートルの地点
- 点63 点62から86度37分20秒21.56メートルの地点
- 点64 点63から86度39分37秒17.18メートルの地点
- 点65 点64から80度42分38秒12.47メートルの地点
- 点66 点65から88度14分40秒4.37メートルの地点
- 点67 点66から92度53分59秒6.07メートルの地点
- 点68 点67から95度04分28秒5.05メートルの地点
- 点69 点68から93度00分03秒7.89メートルの地点
- 点70 点69から97度23分50秒7.81メートルの地点
- 点71 点70から100度50分08秒3.51メートルの地点
- 点72 点71から97度12分07秒9.88メートルの地点
- 点73 点72から174度25分51秒10.78メートルの地点
- 点74 点73から222度27分10秒15.72メートルの地点
- 点75 点74から241度14分31秒4.13メートルの地点

- 点76 点75から281度05分02秒10.05メートルの地点
 点77 点76から270度54分05秒16.33メートルの地点
 点78 点77から267度39分48秒5.78メートルの地点
 点79 点78から266度53分53秒13.37メートルの地点
 点80 点79から286度41分26秒8.85メートルの地点
 点81 点80から266度46分19秒19.99メートルの地点
 点82 点81から266度49分39秒5.22メートルの地点
 点83 点82から266度49分44秒14.78メートルの地点
 点84 点83から266度49分44秒20.00メートルの地点
 点85 点84から266度50分21秒15.45メートルの地点
 点86 点85から266度45分53秒4.41メートルの地点
 点87 点86から265度58分24秒19.07メートルの地点
 点88 点87から263度33分29秒11.09メートルの地点
 点89 点88から259度32分31秒5.73メートルの地点
 点90 点89から254度27分12秒17.32メートルの地点
 点91 点90から249度13分10秒6.08メートルの地点
 点92 点91から246度35分19秒3.55メートルの地点
 点93 点92から245度05分11秒7.12メートルの地点
 点94 点93から243度13分11秒9.24メートルの地点
 点95 点94から242度12分06秒11.44メートルの地点

(3) 面積

6,233.12平方メートル

5 埋立地の用途

道路用地

鹿児島県告示第84号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建第2-1号	平成28年3月24日	肝属郡肝付町富山字上尾929番1の一部, 929番3, 929番4の一部, 935番2の一部, 936番2の一部及び935番2地先里道の一部	89.68	4.00

鹿児島県告示第85号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の道路とみなされる道を指定した。

平成29年1月31日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建第3号	平成28年4月1日	出水市内における次の図に示す箇所	9,919.20	4.00

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課及び北薩地域振興局建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第86号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の道路とみなされる道を指定した。

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建第3-1号	平成28年 7月21日	出水市高尾野町柴引字寺園1169番1の一部、1169番4の一部、1169番5の一部、1172番2の一部、1173番1の一部、1173番4の一部、1175番の一部、1178番の一部、1178番1の一部、1187番の一部、1188番の一部、1189番の一部、1190番1の一部及び1169番4地先里道の一部	89.00	4.00

鹿児島県告示第87号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により、次のとおり同条第1項の道路とみなされる道を指定した。

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

指定番号	指定の年月日	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
建第4号	平成28年 11月1日	始良市内における次の図に示す箇所	15,046.49	4.00

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部建築課及び始良・伊佐地域振興局建設部土木建築課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第88号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、平成28年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 募集種目
自衛官候補生（男子）
- 2 募集期間
平成29年 2 月 1 日から同月17日まで
- 3 試験期日
平成29年 2 月 24 日から同月25日まで
- 4 応募年齢
採用予定月の1日現在において18歳以上27歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
奄美市名瀬永田町17番3号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目4番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

- 6 応募手続
応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提

出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

大隅地域振興局告示第 5 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 1 月 31 日

大隅地域振興局長 酒 匂 司

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成29年 1 月 6 日	鹿児島市東開町13番7号 丸和建设株式会社 代表取締役 和田康伸	志布志市志布志町志布志 字南牧1605番4	63.02	6.17

公 告

平成28年度行政書士試験合格者公告

行政書士法（昭和26年法律第 4 号）第 3 条の規定により実施した平成28年度行政書士試験の合格者は、次のとおりである。

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県知事 三反園訓

受験番号	受験番号	受験番号
9110012	9110021	9110028
9110040	9110043	9110056
9110091	9110134	9120004
9120009	9120019	9120023
9120024	9120026	9120033
9120044	9120050	9120060
9120075	9120078	9120091
9120092	9120115	9120119
9120149	9120161	9120165
9120172	9120179	9120183
9120192	9120193	9120199
9120205	9120230	9120265
9120297	9120344	9120349

公 安 委 員 会 告 示

鹿児島県公安委員会告示第11号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成29年 1 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 野田健太郎

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R A n o t h e r アナザー	株式会社藤商事	6P1558

	F P S		
ぱちんこ遊技機	CRデコラッシュLPL	ベルコ株式会社	6P1455
ぱちんこ遊技機	CRデコラッシュSTW	ベルコ株式会社	6P1534
ぱちんこ遊技機	CRAドラセグ2WBA	株式会社三洋物産	6P1263
ぱちんこ遊技機	CRAスーパーわんわんパラダイ スDS	株式会社三洋物産	6P1379
ぱちんこ遊技機	CRシルバーダイヤモンドSBB	株式会社三洋物産	6P1536
ぱちんこ遊技機	CR銭形平次withでんぱ組. incSMD	株式会社高尾	6P1541
回胴式遊技機	パチスロキンニクマン3/CC	山佐株式会社	6S1492
回胴式遊技機	オニハマアイ/L7	ベルコ株式会社	6S1167
回胴式遊技機	ドキドキマンゴー/SP	株式会社パイオニア	6S1252
回胴式遊技機	ハナデココ/DX	株式会社パイオニア	6S1388
回胴式遊技機	パチスロ 機動戦士ZガンダムS	株式会社ビスティ	6S1412